

林業労働力対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、林業労働力の確保を図るため、市町村、森林組合その他林業関係団体等が行う林業労働力対策事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の種類、経費及び補助率)

第2 第1に規定する補助金の交付の対象となる事業の種類、経費及び補助率は、別表のとおりとする。

(交付の条件)

第3 次に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

- (1) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、財産管理規程等を定め、善良な管理者の注意をもって管理し、効率的な運用を図ること。
 - (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分したときは、当該補助事業に係る補助金の全部又は一部を県に納付させることがあること。
 - (3) 補助事業に係る帳簿又は証拠書類は、補助事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間整理保存すること。
- 2 知事等は、前項に掲げるもののほか、補助金交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することがある。

(補助金交付申請書)

- 第4 規則第3条に規定する申請書は、林業労働力対策事業補助金交付申請書及び林業労働力対策事業補助金変更交付申請書によるものとする。
- 2 規則第3条に規定する関係書類は、収支予算書及び事業計画書とする。
 - 3 前2項に規定する書類の提出期限は、別に定める。

(変更の承認申請)

- 第5 次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ知事に申請し承認を受けるものとする。
- (1) 別表の重要な変更の欄に掲げる変更をしようとするとき。
 - (2) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき（遂行が困難になったときを含む。）

(交付申請取下書)

第6 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、林業労働力対策事業補助金交付申請取下書を当該補助金の交付決定を受けた日から、15日以内に知事等に提出して行うものとする。

(状況報告)

第7 補助事業者は、補助事業の遂行状況を別に定めるところにより、知事に報告するものとする。

(実績報告書)

第8 規則第12条第1項に規定する実績報告書は、林業労働力対策事業実績報告書によるものとする。

2 規則第12条第1項に規定する関係書類は、収支精算書及び事業実績書とする。

3 前2項に規定する書類の提出期限は、補助事業の完了した日若しくは廃止の承認を受け受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

4 前3項の規定は、規則第14条第2項の規定により是正措置がなされて報告する場合に準用する。

(補助金交付の請求)

第9 補助事業者が補助金の交付(概算払を含む。)を請求しようとするときは、林業労働力対策事業補助金交付(概算払)請求書を知事に提出するものとする。

(財産処分の制限等)

第10 規則第19条第1項に規定する承認申請は、林業労働力対策事業補助金財産処分承認申請書によるものとする。

2 規則第19条第1項に規定する知事が指定するものは、取得価格の単価が50万円以上のものとする。

(申請書の様式)

第11 この要綱に規定する申請書等の様式は、別に定める。

附則

(適用期日)

1 この要綱は、平成2年度の補助金から適用する。

(他の要綱の廃止)

2 林業労働安全衛生対策事業補助金交付要綱(平成元年8月9日付元林政第111号林務部長通知)は廃止する。

附則

(適用期日)

1 この要綱は、平成3年度の補助金から適用する。

附則

(適用期日)

1 この要綱は、平成4年度の補助金から適用する。

附則

(適用期日)

1 この要綱は、平成5年度の補助金から適用する。

附則

(適用期日)

1 この要綱は、平成6年度の補助金から適用する。

附則

(適用期日)

1 この要綱は、平成7年度の補助金から適用する。

附則

(適用期日)

1 この要綱は、平成8年度の補助金から適用する。

附則

(適用期日)

1 この要綱は、平成9年度の補助金から適用する。

附則

(適用期日)

1 この要綱は、平成11年度の補助金から適用する。

附則

(適用期日)

1 この要綱は、平成12年度の補助金から適用する。

附則

(適用期日)

1 この要綱は、平成14年度の補助金から適用する。

附則

(適用期日)

1 この要綱は、平成15年度の補助金から適用する。

附則

(適用期日)

1 この要綱は、平成16年度の補助金から適用する。

附則

(適用期日)

1 この要綱は、平成17年度の補助金から適用する。

附則

(適用期日)

1 この要綱は、平成24年度の補助金から適用する。

附則

(適用期日)

1 この要綱は、平成25年度の補助金から適用する。

附則

(適用期日)

1 この要綱は、平成27年度の補助金から適用する。

附則

(適用期日)

1 この要綱は、平成28年度の補助金から適用する。

附則

(適用期日)

1 この要綱は、令和2年度の補助金から適用する。

附則

(適用期日)

1 この要綱は、令和5年度の補助金から適用する。

附則

(適用期日)

1 この要綱は、令和6年度の補助金から適用する。

附則

(適用期日)

1 この要綱は、令和7年度の補助金から適用する。

附則

(適用期日)

この要綱は、令和8年度の補助金から適用する。